

議案第 1 2 号

匝瑳市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

匝瑳市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

匝瑳市長 宮 内 康 幸

匝瑳市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(匝瑳市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 匝瑳市職員の育児休業等に関する条例（平成18年匝瑳市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第20条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項中「職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、「（以下「当該時間」という。）」を削る。

第20条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第22条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が育児休業法第19条第3項の規定による変更をしたときとする。

(匝瑳市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 匝瑳市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年匝瑳市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第20条の3を第20条の4とし、第20条の2を第20条の3とし、第2

0条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出があった場合等における措置等)

第20条の2 任命権者は、匝瑳市職員の育児休業等に関する条例（平成18年匝瑳市条例第35号）第23条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の利用に係る申出に係る申出職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置

(3) 匝瑳市職員の育児休業等に関する条例第23条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、規則で定めるところにより、3歳に満たない子を養育する職員（以下「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の利用に係る申出に係る対象職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(匝瑳市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 匝瑳市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 24 年匝瑳市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 2 項中「一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第 1 条の規定による改正後の匝瑳市職員の育児休業等に関する条例第 2 0 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「7 7 時間 3 0 分」とあるのは「3 8 時間 4 5 分」と、同条第 2 号中「1 0」とあるのは「5」とする。

3 任命権者は、施行日前においても、第 2 条の規定による改正後の匝瑳市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 0 条の 2 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

(参考)

匠瑳市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	改 正 前
<p>第1条～第18条 略 (部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数_____を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員_____を除く。次条において同じ。）</p> <p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第20条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は</u> _____ _____, 30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 勤務時間条に基づき休暇（同条例第15条の規定により規則で定める育児に係る特別休暇に限る。）を与えられている職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>第1号部分休業の承認</u>については、1日につき2時間から当該休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業の承認</u>については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間_____を超えない範囲内で（当該非常勤職員が勤務時間条例第19条の規定により任命権者が定める育児に係る特別休暇（以下「育児休暇」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から育児休暇の承認を受けて、勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p> <p>(第2号部分休業の承認)</p> <p>第20条の2 <u>育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条</u></p>	<p>第1条～第18条 略 (部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員等」という。）を除く_____。）</p> <p>(部分休業_____の承認)</p> <p>第20条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前提任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 勤務時間条に基づき休暇（同条例第15条の規定により規則で定める育児に係る特別休暇に限る。）を与えられている職員_____に対する<u>部分休業_____の承認</u>については、1日につき2時間から当該休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する<u>部分休業_____の承認</u>については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間_____<u>（以下「当該時間」という。）</u>を超えない範囲内で（当該非常勤職員が勤務時間条例第19条の規定により任命権者が定める育児に係る特別休暇（以下「育児休暇」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から育児休暇の承認を受けて、勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>

第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合にあって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第21条 職員（会計年度任用職員を除く。）が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第16条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 会計年度任用職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第21条 職員（会計年度任用職員を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第16条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を

受けて勤務しない場合には、任命権者の定めるところによりその給与を減額する。
(部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が育児休業法第19条第3項の規定による変更をしたときとする。

以下 略

受けて勤務しない場合には、任命権者の定めるところによりその給与を減額する。
(部分休業の承認の取消事由)

第22条 第13条の規定は、部分休業の承認の取消しについて準用する。

以下 略

(参考)

匠瑛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 後	改 正 前
<p>第1条～第20条 略</p> <p><u>(妊娠、出産等についての申出があった場合等における措置等)</u></p> <p>第20条の2 任命権者は、<u>匠瑛市職員の育児休業等に関する条例（平成18年匠瑛市条例第35号）第23条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるための措置</u></p> <p><u>(2) 出生時両立支援制度等の利用に係る申出に係る申出職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置</u></p> <p><u>(3) 匠瑛市職員の育児休業等に関する条例第23条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>2 任命権者は、<u>規則で定めるところにより、3歳に満たない子を養育する職員（以下「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるための措置</u></p> <p><u>(2) 育児期両立支援制度等の利用に係る申出に係る対象職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置</u></p> <p><u>(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項</u></p>	<p>第1条～第20条 略</p>

に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の
取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

第20条の3 略

第20条の4 略

以下 略

第20条の2 略

第20条の3 略

以下 略

(参考)

匠瑳市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 後	改 正 前
<p>第1条～第10条 略 (給与の減額)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。）、看護休暇（当該職員が配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、2親等以内の親族その他管理者が別に定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの看護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、組合休暇、修学部分休業（当該職員が、大学その他の教育施設における修学のため、2年を超えない期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）又は高齢者部分休業（当該職員が55歳（医師である職員にあつては、60歳）に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日で、当該職員がその申請において示した日からその定年退職日（地方公務員法第28条の6第1項に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>3 略 以下 略</p>	<p>第1条～第10条 略 (給与の減額)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、看護休暇（当該職員が配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、2親等以内の親族その他管理者が別に定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの看護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、組合休暇、修学部分休業（当該職員が、大学その他の教育施設における修学のため、2年を超えない期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）又は高齢者部分休業（当該職員が55歳（医師である職員にあつては、60歳）に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日で、当該職員がその申請において示した日からその定年退職日（地方公務員法第28条の6第1項に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>3 略 以下 略</p>